

徳島ヨットクラブ 会則

第1章 総則

第1条（名称）

本会の名称は、徳島ヨットクラブ（英名 TOKUSHIMA YACHT CLUB）略称T.Y.Cとする。

第2条（事務所）

本会は、事務所を徳島市内に置く。

第3条（目的）

本会は、楽しいヨットイングライフを創造し、会員相互の親睦を深めながら、海に関する知識・マナーを高め、地域社会への寄与と安全航行・自然擁護の意識高揚に努めると共に、総じてシーマンシップの向上を図る事を目的とする。

第4条（事業）

本会は、前条の目的を達成する為、次の事業を行う。

1. 海上航走における技術・安全等に関する指導及び講習会の開催。
2. 機関誌・会報の発行（電子媒体を含む）。
3. ヨットを通じた県内外の団体との交流促進。
4. ヨットレースの開催。
5. ケンチョピア泊地の維持・発展。
6. その他、本会の目的を達成する為に必要な事業。

第5条（規約）

この会則で定めるもののほか必要な事項は幹事会で定める。

第2章 会員

第6条（会員資格）

本会は、目的に賛同し運営に意欲的に貢献できる普通会員、永久会員をもって組織する。

1. 普通会員
2. 永久会員（注釈：かつて年会費をまとめて一定金額支払った会員（現会員5名限り））

第7条（入会及び退会）

本会に入会を希望する者は、入会申込書を会長に提出し承認を得なければならない。又、やむを得ず退会を希望する者は、書面をもって会長に届け出なければならない。また、起算日を2016年10月1日とし年会費が未納の場合、2年をもって休会とする。

第8条（除名）

会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、幹事会の過半数の議決により除名することができる。

但し、その会員に対し議決前に弁明の機会を与えなければならない。

1. 会費の滞納及び催促を受けるも会費を未納とするとき。
2. 本会の会則に著しく違反したとき。
3. 本会の目的に反する大きな行為をしたとき。

第3章 幹事等

第9条（幹事等）

本会に役員として次の幹事、監査を置く。

幹事の内、1名を会長、2名以内を副会長、各委員長、他に監査を置き、総会において選任し、幹事会を組織する。

第10条（幹事等の選任及び任期）

幹事等は、総会において、会員の中から選任する。

1. 幹事等に欠員が生じた時には、必要に応じ幹事会において選任する。
2. 幹事等の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。
3. 補欠により就任した幹事等は、前任者の残任期間とする。
4. 幹事等は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、その職務を行う。

第11条（幹事等の解任）

幹事等は、総会の議決により解任することが出来る。

第12条（幹事等の職務）

1. 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長が事故ある時はこれに代わる。
3. 各委員長は、委員会の会務の執行にあたる。
4. 会計、総務を担当する委員長は本会の総務と経理の執行にあたる。
5. 監査は、会計を監査し、必要があれば本会の業務・財産の状況を調査することが出来るほか、報告を求め意見を述べる事が出来る。

第13条（顧問）

本会の目的を円滑に推進するため顧問を置くことができる。

顧問は、幹事会にて任免する。

第4章（総会）

第14条（総会の種類）

1. 本会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。
通常総会は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に開催することを原則とする。
2. 総会は、幹事会の議決を経て会長が招集し、その議長となる。
3. 総会は、会員全員が出席し意見を述べる権利及び議決権を有するものとする。
4. 会長は、次に掲げる場合幹事会の議決を得て臨時総会を招集する。
(1) 会員の半数の同意を得て会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を会長に提出して総会の招集を請求したとき
5. 監査は、次の場合には臨時総会を招集しなければならない。

- (1) 会長もしくは会長の職務を代理する者がいないとき。
- (2) 前項第2号の請求があった場合において、正当な理由が無いのに招集の手続きをしないとき。

第15条（総会の定数）

総会は会員の2分の1以上の出席をもって成立し、議決は出席会員の過半数をもって決する。
賛否同数の時は、議長の決するところによる。

第16条（議決権の行使）

1. 会員は代理人をもって議決権を行うことができる。
前項の規定により議決権を行う者は、出席者とみなす。
代理人は5名以下の会員を代理することができる。
2. 総会の招集に書面による議決権の行使ができる旨を通知して総会を開催する場合、書面をもって議決を行う者は出席者とみなす。

第17条（総会の議決内容）

1. 幹事会は本会の事業報告書、収支決算書を作成し、監査の審査を経て、総会の承認を得なければならない。
2. 臨時総会は、目的事項の承認を得なければならない。
3. この会則で定められた事項

第5章 幹事会

第18条（幹事会）

幹事会は、幹事等をもって構成し、会長が必要と認めるとき召集する。
幹事会は、次の事項を審議・決定する。

1. 総会に提出する事項。
2. 総会の議決した事項の執行に関する事項。
3. その他、会務執行上必要な事項。

第6章 専門委員会および実行委員会

第17条 専門委員会および実行委員会の設置

1. 本会は幹事会での承認があれば必要に応じ、専門委員会および実行委員会を設置できる。

専門委員会、実行委員会について必要な事項は、その都度規約で定める。

2. 委員長は幹事会の承認を経て会員の中から選出され、委員は委員長が必要に応じ随意招集できる。

第7章 会計及び事業計画

第18条（事業年度）

本会の事業年度は、10月1日に始まり、9月30日に終了する。

本会の事業計画及び予算案は会長が作成し、総会の承認を得なければならない。

本会の経費は、会費・賛助費・寄附金・その他収入をもって支弁する。

第19条（会費）

1. 本会の会費は総会で定める額とする。
2. 年度途中の入会においても年会費は、事業年度の残日数にかかわらず前項に定められた額とする。

第8章 事務の執行補佐

第20条（事務執行補佐）

第12条3項で定める各委員長の事務執行を補佐するため、会長が必要と判断する委員会に事務執行補佐を置くことが出来る。事務執行補佐は、会長が必要とする委員会の委員長が任免する。

第9章 会則の変更及び解散

第21条（会則の変更）

本会則は、総会において、出席した会員の2分の1以上の議決を得なければ、変更することが出来ない。

前項の規定にかかわらず実質的な変更を伴わない軽微な変更については幹事会で決し、総会の議決を要しないものとする。

第22条（解散）

本会の解散は、会員の2分の1以上が出席した総会において、2分の1以上の議決を得なければならない。

第23条（残余財産の帰属）

本会が解散する場合において有する残余財産は、総会で議決したものに贈与する。

第10章 事故責任及び安全管理

第24条（各艇の責任の所在）

艇及び乗組員についての全ての責任は、その艇及びオーナーに在り、事故又はそれに関する損害について、本会はいかなる責任も負わない。

第25条（工作物・物品の安全管理）

本会が所有する工作物、物品は点検補修などにより安全に管理し、本会の目的を達成するため会長の許可を得て使用し或いは共用することとする。

附則

1. この会則は、平成28年7月10日から施行する。
2. 最初の事業年度及び事業計画予算並びに幹事等の任期は会則の規定にかかわらず、総会成立日からとする。

会則第19条で定める会費は次のとおりとする（平成28年7月10日臨時総会で決定）

一般会員 年間5,000円（一人）

永久会員 無料